

各 位

一般社団法人 太田労働基準協会 会長  
 館林労働基準協会 会長  
 大泉労働基準協会 会長

## 安全衛生推進者等資格養成講習開催のご案内

労働安全衛生法 第12条の2の規定により、下記に示す業種、規模の事業所は、一定の資格をもった安全衛生推進者の選任が義務付けられています。

安全衛生推進者等資格養成講習会を下記の通り開催致しますので、本研修を受講されますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 安全衛生推進者の要選任事業場

区分	業 種	規 模
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器卸売・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場

#### 2. 開催月日と会場

	月 日	時 間	会 場
学 科	10月 1日(土)	08:30～16:30	太田労働基準協会 2階 講習室
	10月 2日(日)	08:30～14:30	同 上

※終了時刻は確認テスト等により多少前後致します。

3. 募集人員 50名 (早急に定員に達する恐れがありますので、受講される場合は、確実な受講人数を電話等で事前にご連絡ください)

4. 申込方法 ①受講人数を電話等で協会へ連絡し、仮予約をお取りください。  
 ②右面の申込書に必要事項を記入・押印の上、下記のいずれかの方法でお申し込み下さい。  
 (ア)申込書と受講料を当協会窓口へ持参。 (イ)申込書と受講料を現金書留で郵送。  
 (ウ)申込書を郵送し、受講料を下記の指定口座へ振込む。(振込手数料は自己負担)  
 (イ)と(ウ)の場合は、郵送する際に84円切手を貼った返信用封筒(受講券の送付用)を同封して下さい。尚、申込書はA5ではなくA4サイズでお願い致します。

※ 受講料は、講習日の1週間前までに支払いを済ませるようお願い致します。

※ 講習日1週間以降のキャンセルによる受講料の払い戻しは致しませんので、ご了承ください。

振込先：群馬銀行 太田支店 普通 2143059 (社) 太田労働基準協会  
 シャ) オオタロウドウキジュンキョウカイ

5. 受講料 会 員 12,100円 内 訳 11,000円 (消費税 1,100円)  
 テキスト代 無 料  
 非会員 13,530円 内 訳 11,000円 (消費税 1,100円)  
 テキスト代 1,300円 (消費税 130円)

6. 申込締切日 定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。

7. 申込場所 一般社団法人 太田労働基準協会 TEL0276-46-5774 fax0276-46-1544  
 館林労働基準協会 TEL0276-72-8890 fax0276-70-7622  
 大泉労働基準協会 TEL0276-63-6626 fax0276-63-6691

8. 注意 遅刻は認められませんので、ご注意ください。  
 食事は各自持参するか外に食べに出て下さい。

# 安全衛生推進者等資格養成講習申込書

番号	氏名(ふりがな)	生年月日	住 所
		昭和 平成 年 月 日	現住所
		性 別	
		男・女	TEL
番号	氏名(ふりがな)	生年月日	住 所
		昭和 平成 年 月 日	現住所
		性 別	
		男・女	TEL
番号	氏名(ふりがな)	生年月日	住 所
		昭和 平成 年 月 日	現住所
		性 別	
		男・女	TEL

連絡担当者名( ) TEL \_\_\_\_\_

※修了証に旧姓または通称の併記をご希望される方は、下の [ ] にご記入の上、住民票等公的な確認書類を添付して下さい。

旧姓 [ ] 通称 [ ]

・ 講習時はマスクの着用、体温測定、消毒の実施を行いますのでご協力をお願い致します。

事業場名

所在地

代表者

印

\* 下記申込方法の該当項目の□内に、レ点を入れて提出して下さい。

会員、 県内の他協会（協会名： \_\_\_\_\_）、 非会員

協会へ支払い、 現金書留、 銀行振込み

一般社団法人 太田労働基準協会長  
館林労働基準協会長 殿  
大泉労働基準協会長